

令和3年度第2回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：令和3年(2021年)6月28日(月)

14時～16時

場所：ヴェルクよこすか3階 第5会議室

【出席委員】 志村委員、手塚委員、安部委員、石塚委員、門井委員、工藤委員、島田委員、山本委員、渡邊委員

【欠席委員】 小倉委員

【事務局】 市民部 鶴飼部長、小実課長、櫻井係長、平田主査、里吉主任、加藤主任

【傍聴者】 1名

<配付資料>

- 資料1-1 市民公益活動ポイント制度のあり方について
- 資料1-2 市民公益活動ポイント制度 実施状況
- 資料2-1 特定非営利活動法人補助金制度について(非公開)
- 資料2-2 「特定非営利活動法人補助金」交付決定までの流れ(非公開)
- 資料2-3 特定非営利活動法人補助金 事前審査結果一覧・本審査結果記入用紙(非公開)
- 資料2-4 令和3年度 特定非営利活動法人補助金 応募書類(非公開)
- 資料2-5 令和3年度 特定非営利活動法人補助金応募企画に対する関係課の参考意見一覧(非公開)
- 資料3 市民協働推進補助金・市民協働モデル事業活動報告会について
- 資料4-1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律【概要】
- 資料4-2 地方税法第314条の7第1項4号の規定により対象となる寄附金の受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続きを定める条例改正について
- 参考資料1 市民公益活動ポイント制度 参加団体・参加者からの意見
- 参考資料2 市民活動サポートセンター実績報告

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。(委員10名中、9名出席のため、会議は成立。)

会議資料の確認。

2 諮問

市民部長から、市民協働審議会委員長（志村 直愛氏）に諮問書を手交した。

3 審議事項

（1）市民公益活動ポイント制度のありかたについて

事務局 （資料1-1、1-2を説明。）

委員長 市民公益活動ポイント制度については、沢山の議論を重ね、令和2年度の第3回審議会において廃止の助言をしているが、制度の開始時に諮問・答申をした関係上、廃止の際も同様の手順を踏むのが良いと判断した。今後、団体が活動をする際には、財政的支援に頼るのではなく、市が継続的に活動を下支えできるような仕組みが理想である。

そもそもこの制度は、前市長が、ボランティアへの参加者がどうしても高齢者に偏る現状に対し、若者にも輪を広げたいという思いがあり開始した。前回の審議会では、若い層を取り込む仕組みとして、市内の学生等に向けた啓発について意見があった。また、広報の手法についても支援したらどうか、などの意見がでた。これらについて、また、これ以外でも何か良い方法があれば意見をいただきたい。

また、これをもって、制度については廃止の答申で良いと思っている。答申の際には、付帯意見をつけるかどうかについても伺いたい。

委員 市民公益活動ポイント制度は廃止にするとのことだが、今後、下支えする仕組みについては、横須賀らしい支援の仕方についてしっかり取り組むよう、申し添えたほうが良い。

また、審議会としても、新たな方法について検討する過程において、どの程度予算がつくものなのか、行政の考えが気になるところである。

委員長 答申案については、前回までの審議会で出た意見からとりまとめ、横須賀らしい下支えの方法と、財源について言及することとし、調整するということが良いか。

全委員 異議なし

委員長 この議論については何度も行っており、相当数の意見が出ている。については、早々に答申案を事務局と調整し、これを発信できれば、制度を利用する団体に対する周知も、より早く行えると考えている。

今後の予定だが、次の審議会での審議事項は、この答申についてと、新規の条例指定の承認の2つを議題にする予定である。ただ、新規条例指定の締め切りが明後日であるが、現在、申し出がない状態である。条例指定の承認議案がなかった場合は、市民公益活動ポイント制度の答申のみとなる。

そこで提案なのだが、この場で委員の皆様から同意を得られれば、早々に答申の案をまとめ、次回開催は書面とし、できるだけ早い時期に開催するのが良いが、いかがか。

また、答申案の調整については、委員長一任ということによろしいか。

全委員 異議なし

(2) 特定非営利活動法人補助金の審査について

審議事項「特定非営利活動法人補助金の審査について」は、審議会意思決定の中立性及び公正な審議を確保するため、情報公開条例の規定に基づき非公開とすることについて、出席した全委員の承認を得て決定。

4 報告事項

(1) 令和2年度市民協働推進補助金及び市民協働モデル事業活動報告会について

事務局 (資料3を説明。)

委員長 審査会の会長として参加させていただき、長丁場ではあったがさまざまな内容の発表を聞いた。補助金の交付を受けたがコロナの影響があるなかで、活動が思うようになかった、という報告が多く、発表する団体も苦しい思いであったと思う。ただ、コロナ禍でもできた、この状況だからこそできた、というような声もあり、そのような発表を聞けるというのは他の団体にとっても良い機会であったと思う。これを情報共有できたら、大変有意義であると思う。

この報告会は、より開かれた場で、可能であればマスコミ等も通じて、多くの市民に聞いてもらい、団体のメンバーの増加や団体同士の連携、また、活動の理解に繋がると良い。

気になる点としては、モデル事業のその後である。3年の事業期間が終了し、その後事業が立ち消えてしまうのは勿体ない部分もある。規定として事業化は絶対ではなく、ましてや市の逼迫した財政のなかで厳しい部分もあると思うが、良い形で市と団体との関係を保ち、何か協働でできることに繋がれば良い。

委員 委員長と同じ意見である。モデル事業終了後、事業が立ち消えてしまうのは良くないと思う。団体も市もそれぞれ事情があるなかで、協働事業として継続させるためには、第三者が調整役となり、橋渡しをする必要があると思う。それについてのガイドラインがあると良い。すごく勿体ないと思った。

また、報告会の開催について、イベント性を持たすなどして来場者を増やせないか。例えば、のたろんフェアなどで行うことはできないのか。

事務局 のたろんフェアは例年2月に開催しており、前年度の事業の発表をするとなると期間が空き過ぎてしまい、間延びしてしまう。

- 委員 発表団体は、この発表によって活動支援者が増えることや、寄附に繋がることを期待していると思うが、現在の開催方法では、そこに繋がったという手ごたえは感じられない。一般の方が来やすい日時に設定するなど、開催方法や場の提供等について、積極的に取り組んでいただきたい。
- 委員 モデル事業については、関係部局と相談をしているはずだが、おそらく関係部局では、担当者に事業がついているという認識で、課のなかで位置づけがしっかりできていないのが課題なのではないかと思う。それにより、担当職員が異動すると事業が継続しない。
- 団体にとっては、市役所の事業となることがモチベーションでありゴールであるので、どうすればその位置にたどり着けるか、といったディスカッションをきちんとするべきである。
- 報告会は、もっと多くの人に見ていただきたいといつも思う。コロナ禍であっても、なんとか多くの人を巻き込みたいという思いが報告から溢れでていた。メディアを入れる事が難しいのであれば、報告書を冊子にして関係団体に配ったり、また、ライターにきちんと取材してもらいドキュメントとして残し、広報に繋げるなど、方法を考えていく事も大事である。
- 委員 モデル事業について、実行委員会形式というのが横須賀市の特徴的なところである。また、中間支援組織としては、協働コーディネーターが話題になっており、京都では職員が担っている例がある。
- モデル事業の期間が終了し、団体にとって事業化を考えた時、パートナーは行政だけでなく、どこかの企業と協働で行うというのも、一つの選択肢であり、それも念頭に行うと、かなり事業の今後に広がりが出てくる。団体に対するアドバイスや、行政ともしっかり交渉できる協働コーディネーターがいると良い。また、実行委員会形式だと、団体名が表に出にくい。大きな企業ほど、SDGsの実現を目指し、公益活動団体と協働で事業化を望むところがあるので、そういった企業の目にも留まるよう、広報に力を入れる事も考えて欲しい。
- 委員 そのような団体を求める企業も呼んで、報告会が開催できると良い。
- 委員 報告会に参加させていただいた。今回はコロナの事情もあり、誘い合って参加することが難しかった。もう少し大きな会場であれば、より多くの方が参加できたので、本当に勿体ないと思っている。
- 団体の活動について理解が深まるととても良い場なので、市には、そのPRについてしっかりお願いしたい。
- 委員 発表団体にとっては、企業から声がかかるなど、資金や会員の増加に繋がるのがモチベーションとなる。そのようなチャンスに繋がる報告会であれば良い。
- 委員 自分の団体も3年間、補助金の交付を受けた。その際、賛助会員を募るよう

なパンフレットを作ると良い、というアドバイスをいただいた。それが良いきっかけとなり、賛助会員がすごく増えた。団体が、金銭面で企業や行政に頼るだけでなく、内部でもしっかりと資金を集め、自分達で運営できる力をつける仕組み作りも必要である。

委員 団体の今後について、アドバイスが受けられる仕組みがあると良い。例えば、ZOOM等で、顔合わせや交流会をするという方法もあるのではないか。いろんなアイデア・ノウハウの交換ができると思う。

委員 実行委員会のメンバーである市民生活課では、事業に繋がらない難しさをどのように捉えているか。

事務局 昨年度については、コロナの影響で集まるのが難しく、実際、事業が実施できず、コミュニケーション不足であった。これは反省すべき部分である。

また、事業化に繋がらないという点については、市として予算を計上する以上、それ相当の費用対効果の説明や根拠が必要になる。何もしていない訳ではないが、結果として事業化に繋がらなかった。

事業化に繋げる方法として、企業と協働するという選択肢もあるとのことなので、それについては今後考えていきたい。

委員長 私は10年以上審査を続けているが、それぞれの団体の活躍ぶりを長い期間みていて、同じ団体を何度か審査をしていると、団体が成長したなど思うことがある。そういった部分を評価できると良い。

いろいろな団体への支援の方法については、今後の課題なので審議会の意見を受け、しっかり考えていきたい。

(2) 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により対象となる寄附金の受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続きを定める条例改正について

事務局 (資料4-1、4-2を説明。)

委員 個人の住所については非公開となるが、団体の事務所の所在地は開示部分である。同じ表示の住所地であっても、それが団体の事務所の所在地なのであれば、しっかり開示するよう確認していただきたい。

委員 この改正によって、事務手続きが簡易になると思う。全国のNPOが望んでいることかと思うが、広く指定をとれると良いなと思う。

委員 先ほどモデル事業のなかで企業との協働について話があったが、例えば企業と協働で事業を行おうと思うと、NPOを守っている現在の規約程度では、企業とは一緒に仕事はできない。企業と契約するにあたっては、コンプライアンスやガバナンスが統制されていることは重要である。NPO法人は登記料が無

料であることに加え、認定や指定を受けて税制優遇を受けるのであれば、きちんと襟を正し、しっかりした書類を出せるようなトレーニングが大事である。

また、それとは別に、横須賀市のなかで、お墨付きをつけるような制度については、この委員会のなかで議論をしっかりすれば、良いのではないかと思う。

委員

そもそもNPO法人のあるべき姿というのは、柔軟に活動できるよう、開かれているというのが理想的である。認定を目指すための指定、という観点では、より裾野を広げて指定をとれる制度であると良いなと思う。

5 その他

事務局から次回の審議会の開催予定に関する事務連絡。

6 閉 会